

令和 5 年 9 月
東京税関業務部

関 係 各 位

税関様式関係通達等の一部改正について

関係各位におかれましては、平素から税関行政に対しご理解とご協力いただき、御礼申し上げます。

本年 10 月 1 日、関税改正に伴い、以下の税関様式関係通達等の一部が改正となります。

- ・「税関様式関係通達 輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C-5020）」
- ・「税関様式関係通達 輸入貨物の評価（個別・包括）申告書 I・II（C-5300・C-5310）」
- ・「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年 9 月 29 日蔵関第 1055 号）」

「税関様式関係通達等の一部改正について（令和 5 年 9 月 28 日財関第 947 号）」を税関ホームページに掲載しましたのでお知らせします。

【掲載】 税関ホームページ：<http://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu.htm>

【問合せ先】

東京税関業務部

通関総括第 1 部門（通関手続関係）

電話：03-3599-6337

通関総括第 2 部門（他法令関係）

電話：03-3599-6338

首席関税評価官（評価申告関係）

電話：03-3599-6411